

令和4年度 小川町立東中学校 学校経営方針

校長 下村 治

令和4年度小川町教育行政重点施策の基本理念
自立と自尊の小川町の教育
～ふるさとと他者と自己を愛し、生きがいを広げる町～

- 1 校訓 より深く より強く より美しく

- 2 教育方針
 - (1) 学校教育目標 「自尊感情を育み、夢と希望に挑戦する生徒の育成」
 - 知：進んで学ぶ生徒
 - 徳：心豊かな生徒
 - 体：身体を鍛える生徒

 - (2) 目指す学校像 「笑顔・感動・挑戦する精神にあふれ、誰もが誇れる学校」
 - 笑顔：困難を乗り越え、達成感と自己肯定感を味わった後の笑顔
 - 感動：全力で取り組んだ後の感動、感動から感謝が生まれる。
 - 挑戦する精神：思い切って挑戦し、失敗を認め合い、失敗から学ぶ。
 - 誰もが：この学校で学ぶ生徒、働く教師、そして保護者・地域の方の誰もが。

 - (3) めざす教師像 「生徒を第一に考え、仕事に誇りと喜びを感じ全力を尽くす教師」
 - 生徒の良さと新しい力を発見し、伸ばす教師
 - 確かな学力を育む授業を創造しようと努力する教師
 - 生徒・保護者・地域から信頼される、社会人としての常識と人間的な魅力を兼ね備えた教師
 - 組織連携を大切にし、チームとして学校経営に参画できる教師

- 4 学校経営方針 「人と人の絆を深め、豊かな人間力を育む教育の推進」
 - (1) 学校経営の根幹は授業であり、日々の授業を充実させ学力、体力の向上を図る。
 - (2) 豊かな感性を育む、安心・安全で潤いある教育環境の整備を推進する。
 - (3) 教職員が一致団結し、心のつながりを大事にできる生徒を育成する。
 - (4) 地域や学校間の連携を深め、人や地域に貢献できる生徒を育成する。

- 5 本年度の重点
 - (1) 基礎基本の確実な定着と、思考力・判断力・表現力を育む授業の実践。
 - (2) 「主体的・対話的で深い学び」を得られる授業や部活動の実践

- (3) 地域と連携し、地域を通して学ぶ「おがわ学」の研究と授業実践
→授業時数特例校制度（※1）研究指定を活用した「おがわ学」の研究
- (4) GIGA スクール構想による1人1端末の効果的な活用による学力向上の実現
- (5) 「考え議論する道徳」の授業の指導方法の充実
- (6) 特別支援教育の視点をよる、よりよい学級・授業・集団づくり
- (7) 学校間連携の推進
- (8) 教員の負担軽減と、勤務時間を除く在校時間の削減

6 その他

- (1) 家庭学習の習慣化の確立 → 自主学習ノートの取組
- (2) 人権教育の推進 → 男女混合名簿の導入
- (3) 生徒の自主・自立のこころの育成 → ノーチャイムの導入
- (4) タブレット使用に伴う情報モラル教育の推進
- (5) 生徒の健康管理 → 体育着の素材検討

◎仕事のモットー

Footwork Network Teamwork

(※1 参考)

○授業時数特例校制度

【制度趣旨】

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき指定する学校において、学校や地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、総枠としての授業時数（各学年の年間の標準授業時数の総授業時数）は引き続き確保した上で、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習活動の充実等に資するよう、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅の拡大の一環として、教科等の特質を踏まえつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化による特別の教育課程の編成を認める制度

【制度概要】

学年ごとに定められた各教科等の授業時数について、1割を上限として各教科の標準授業時数を下回って教育課程を編成することを特例的に認め、下回ったことによって生じた授業時数を別の教科等の授業時数に上乘せし、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習活動の充実に資する教育課程編成の一層の推進を図る。※新教科を置く特例については教育課程特例校への申請が必要

【事業計画】

- R4年度 専門家による講義、先進校視察、特別な教育課程の編成
- R5年度 特別な教育課程の実施、授業公開、研究発表、報告書の提出